

資料番号

総務9

令和6年7月19日

局名 人事委員会事務局

担当者 合同総務課長 長谷川

公務員課長 松宮

内線 5141、5143

事 務 概 要

令和6年度

広島県人事委員会

目 次

1	人事委員会の役割	1
2	委員会	1
3	事務局	2
4	令和6年度予算	2
5	主な業務	3

1 人事委員会の役割

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関です。

知事や教育委員会などの各任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて勧告、報告するなど、地方公務員法に定められた役割を担っています。

このうち、人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置としての機能を有しています。

2 委員会

(1) 人事委員会は、3人の委員による合議制の執行機関です。

委員は、民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関して識見を有する者を、議会の同意を得て知事が選任します。(任期4年)

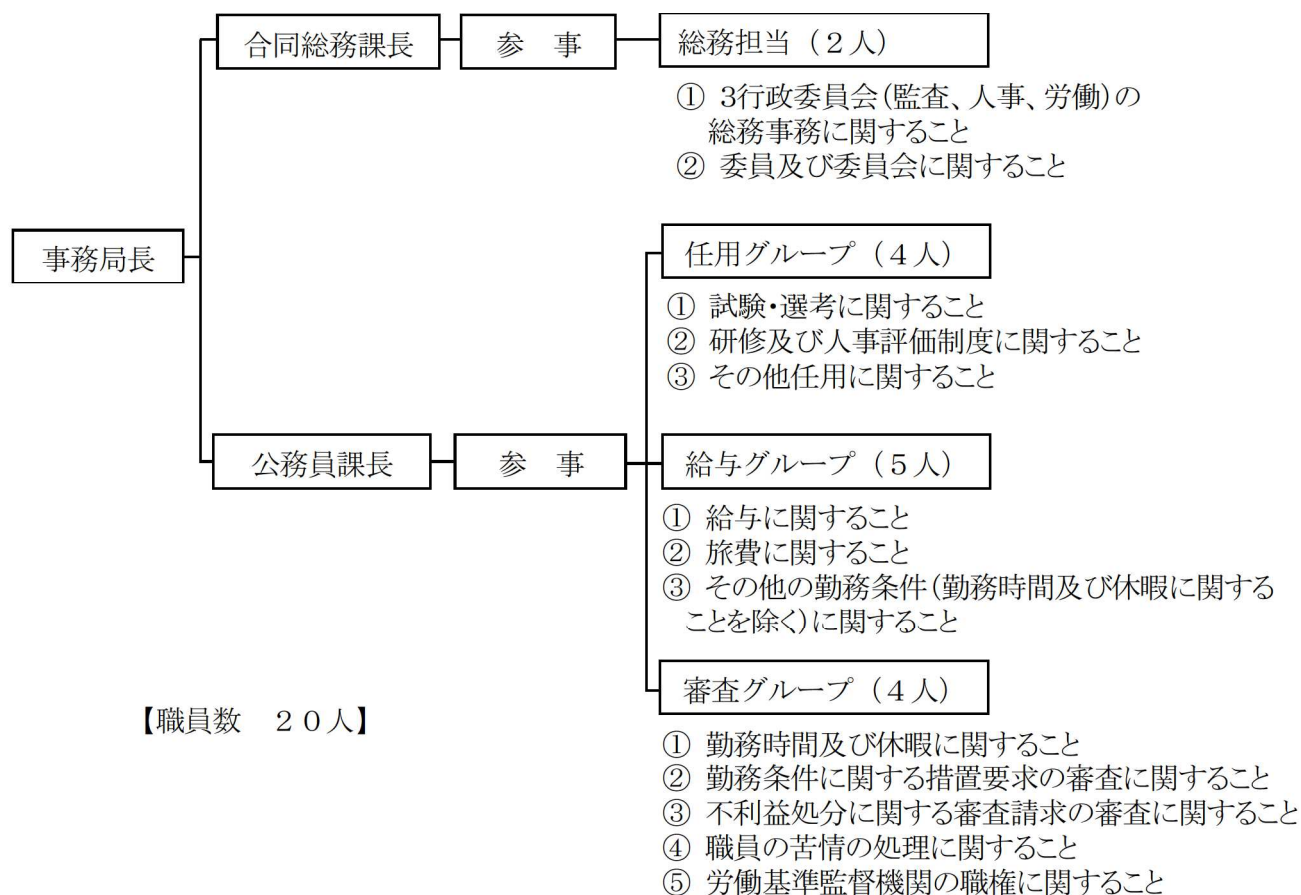
職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	舩木孝和	令和5年7月9日	1期
委員	森信秀樹	令和3年7月8日	4期
委員	泉水直	令和4年7月9日	1期

(2) 会議は、毎月2回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催します。

令和5年度の会議開催状況

開催回数	事項別件数(件)					
	(区分)	任用	給与	審査	共通・その他	計
27回	計	77	12	15	39	143
	付議	33	8	8	9	58
	協議	1	0	1	17	19
	報告	43	4	6	13	66

3 事務局



4 令和6年度予算

(款) 総務費

(項) 人事委員会費

(単位:千円)

目	当初予算額		増減 ①-②	令和6年度の財源内訳			説明
	令和6年度 ①	令和5年度 ②		特定財源		一般財源	
				国庫支出金	その他		
委員会費	30,396	30,258	138	0	1,032	29,364	1 委員報酬 8,047 2 公平委員会事務受託費 540 3 各種採用試験実施費 18,422 4 委員会運営費 3,387
事務局費	167,777	171,806	△4,029	0	2,126	165,651	1 職員給与費 154,948 2 事務局運営費 12,829
計	198,173	202,064	△3,891	0	3,158	195,015	

5 主な業務

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

【地方公務員法8条1項2・4・5号、14条、24条、26条】

職員の給与などの勤務条件は、地方公務員法の規定により、社会一般の情勢に適応するように定めること、さらに給与については、国や他の地方公共団体の職員、民間の給与などを考慮して定めることとされています。

このため、人事委員会では、毎年、民間給与と職員給与の調査を行い、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本として、給与改定等必要な勧告・報告を、議会と知事に対し行っています。

あわせて、人事行政における諸課題について調査・研究し、必要な報告を行っています。

○ 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（令和5年10月2日）の概要

ア 民間給与との較差等に基づく給与改定

(ア) 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差 3,711 円 (0.98%) を解消するため、人材確保の観点から、初任給を始め若年層に重点を置き、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえて改定

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、国家公務員の取扱いに準じて改定

(ウ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を 0.10 月分引き上げ（4.40 月→4.50 月）、国の改定状況、民間の配分状況等を参考に、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

(エ) 実施時期

令和5年4月1日

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 高齢層職員の昇給制度の見直し

55 歳を超える職員の昇給抑制措置について、本年度から段階的に定年が引き上げられることや、国や他の都道府県との均衡を図る観点から早急に導入が必要

(イ) 暫定再任用職員の処遇改善

暫定再任用職員の給料月額について、本県における勤務実態を踏まえた上で水準を調整することが適当

(ウ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年、人事院は、公務員人事管理の報告の中で、給与制度のアップデートの方向性と令和6年に向けて検討する事項の骨格案を報告しており、国の動向を注視することが必要

(エ) 在宅勤務等手当の新設

本年、人事院は、職員の在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設を勧告していることから、国や他の都道府県の動向等も踏まえ、関係法令改正後、適切に対応できるよう、導入に向けて所要の検討を進めていくことが必要

(オ) 会計年度任用職員の給与

本年、地方自治法が改正され、令和6年度から短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、法改正の趣旨に沿って人事評価制度を見直す等の制度設計を確実に進めていくことが必要

ウ 人事行政における当面の諸課題

(ア) 人材の確保・育成等

- a 多様で有為な人材の確保
- b 能力・実績に基づく人事管理の推進
- c 人材育成
- d 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

(イ) Well-being の実現につながる働き方改革と勤務環境の整備

- a 時間外勤務の縮減等
- b 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進
- c 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方の推進

(ウ) 職員の健康管理等

- a 職員の健康管理
- b ハラスメントの防止
- c 長距離・長時間通勤の解消

(エ) 不祥事防止に向けた取組の徹底

(2) 職員の採用試験、昇任選考等

【地方公務員法8条1項6号、15条～23条の4】

県職員の採用や昇任は、人事委員会が行う試験又は選考の結果に基づいて行うこととされています。

人事委員会では、任用の基本原則である平等取扱いと成績主義に基づいて、多様化する県民ニーズに対応できる優秀な人材の確保に努めています。

○ 令和5年度 職員採用試験・採用選考実施状況

区 分		受験者数 (A)	合格者数 (B)	競争倍率 (A)/(B)
競争試験	大学卒業程度試験	638人	215人	3.0倍
	社会人経験者試験	406人	49人	8.3倍
	短大卒業程度試験	19人	3人	6.3倍
	高校卒業程度試験	134人	38人	3.5倍
	警察少年育成官試験	9人	1人	9.0倍
	警察官(男性)試験	722人	158人	4.6倍
	警察官(女性)試験	229人	54人	4.2倍
	追加公募等	43人	6人	7.2倍
	小 計	2,200人	524人	4.2倍
選考試験	障害のある人を対象とした試験	22人	3人	7.3倍
	そ の 他	20人	11人	1.8倍
	小 計	42人	14人	3.0倍
その他採用選考		60人	60人	
合 計		2,302人	598人	

(注) 人事委員会が任用手続に関与するものに限る。

○ 令和5年度 職員昇任選考実施状況

(単位：人)

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	2				2
部 長 相 当 職	10	2	1	4	17
課 長 相 当 職	62	5	3	8	78
担当監・参事相当職	133		7	18	158
主 査 相 当 職	119	1	13	37	170
合 計	326	8	24	67	425

(注) 警察本部については警察官を除く。

○ 令和6年度 職員採用試験実施計画

試験区分	公告日	受付期間	第1次試験	最終合格発表
大学卒業程度試験 (総合土木 早期枠)	3月1日	3月1日 ～4月3日	4月21日	6月14日
大学卒業程度試験	5月10日	5月10日 ～5月30日	6月16日	8月9日
行政(SPI・7E方式) 防 災 情 報	5月10日	5月10日 ～5月30日	6月16日	8月22日
第1回社会人経験者試験	5月10日	5月10日 ～5月30日	6月16日	8月23日
第2回社会人経験者試験	8月26日	8月26日 ～9月25日	10月20日	12月13日
短大卒業程度試験	7月1日	7月1日 ～9月10日	9月29日	11月11日
総合土木	5月10日	5月10日 ～5月30日	6月16日	8月9日
高校卒業程度試験	7月1日	7月1日 ～9月10日	9月29日	11月11日
障害のある人を対象とした試験 (身体障害者・精神障害者)	7月1日	7月1日 ～9月25日	11月3日	12月13日
警察少年育成官	5月10日	5月10日 ～5月30日	6月16日	8月9日
第1回警察官試験	3月1日	3月1日 ～4月16日	5月12日	7月31日
第2回警察官試験	7月1日	7月1日 ～8月27日	9月22日	11月27日

(3) 条例意見の提出

【地方公務員法 5 条 2 項】

職員の給与など職員の人事行政に関する条例の制定又は改廃について、議会から意見を求められた場合、意見を申し述べます。

○ 条例案に対する意見（令和 5 年度）

年月日	条 例 案	意 見
令和 5 年 6 月 23 日	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
令和 5 年 12 月 7 日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第 36 号）の一部改正	
	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第 36 号）の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部改正	
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正		
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	

(4) 職員からの措置要求や審査請求の審査

【地方公務員法8条1項9・10号、46条～51条の2】

職員は、人事委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置が執られるべきことを求めたり、また、懲戒処分などの不利益な処分に対して審査請求を行うことができます。

人事委員会は中立機関として、このような職員の措置要求や審査請求について、事案を審査し、判定や裁決などを行っています。

○ 勤務条件に関する措置要求の状況（令和5年度）

令和5年度当初	新規要求	取下げ	判定	令和5年度末
0件	0件	0件	0件	0件

処理状況（令和5年度末現在）

事案なし

○ 不利益処分に関する審査請求の状況（令和5年度）

令和5年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	令和5年度末
1件	0件	0件	1件	0件

処理状況（令和5年度末現在）

事案なし

(5) 職員からの苦情相談

【地方公務員法 8 条 1 項 11 号】

平成 17 年 4 月に設けられた苦情相談制度により、職員の勤務条件や職場環境など職場における人事管理に関する職員からの苦情について、相談に応じています。

相談内容に応じて、相談者への制度説明や助言、任命権者への調査の依頼や改善指導などを行っています。

○ 職員からの苦情相談の状況（令和 5 年度）

（単位：件）

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	受託(市町等)	合 計
ハラスメント	1	1			2
勤務時間・サービス関係					
任用関係					
給与関係					
その他					
計	1	1			2

(6) 労働基準監督機関としての事務

【地方公務員法 58 条 5 項】

知事部局の本庁や地方機関（厚生環境事務所・保健所などは除く）、県立の教育機関、警察署などの事業所に対して、労働基準監督署に代わって労働基準監督機関としての職権を行使する事務を行っています。

労働基準法や労働安全衛生法の規定に基づく各種の許可や届出・報告の受理、事業所に対する実地調査の定期的な実施など、職場環境や職員の労働条件が適正に守られるよう所管の事業所を監督しています。